

◎新潟県告示第1150号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成26年8月25日から生ずるものとする。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県新潟市西蒲区角田浜1235
齋藤 六蔵
新潟県新潟市西蒲区間瀬4446
横山 敏彦
- 2 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧西蒲漁業協同組合及び旧五十嵐浜漁業協同組合の区域
- 3 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 4 届出年月日
平成26年7月16日